

# 和泉市男女共同参画センター運營業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業概要

### (1) 業務委託名

和泉市男女共同参画センター運營業務委託

### (2) 目的

和泉市男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、性別にとらわれず豊かで活力があり安心して暮らすことができる男女共同参画社会の実現をめざすための施策推進の拠点施設である。

本委託は、センターの設置目的を十分理解し、公民協働による市民活力の推進と市民サービスの質の維持及び向上を図ることを目的に、男女共同参画推進に係る研修・学習・情報受発信・相談窓口等、センターにおいて総合窓口業務及び施設管理を委託するために業者の専門的な企画・発想等のノウハウを要求される業務を実施するためプロポーザル方式を採用し最適な委託事業者を選定することを目的とする。

### (3) 事業内容

別紙仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

### (5) 履行期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日まで。

## 2. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

契約保証金は、和泉市財務規則（昭和39年5月9日規則第12号）第102条の規定に基づくものとする。  
なお、同規則104条の規定に該当する場合は免除できる。

## 3. 提案限度額

534,800円/月額（税抜）

17,113,600円/2年8ヶ月総額（税抜）

## 4. 支払い条件

毎月払い、消費税及び地方消費税込みとする。

## 5. 参加資格

参加表明時点において、次の（1）（2）いずれかの条件をみたし、（3）～（8）の全てに該当すること。

（1）和泉市における令和6・7年度の入札参加資格審査を完了していること。

（2）以外の者は参加表明書を提出する際に以下の書類（発行日より3か月以内のもの）を提出できること。ただし、内容確認を受けること。

- ① 印鑑登録証明証※写し
- ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し
- ③ 決算報告書一式※写し 直近1年分
- ④ 国税の納税証明書「その3の3」※写し 最新のもの
- ⑤ 市税の納税証明書（和泉市内に本店、支店、営業所等が存する場合。）
- ⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
- ⑦ 使用印鑑届
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続きを開始していないこと。
- (5) 市税（和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合のみ）及び国税の未納がないこと。
- (6) 参加者、参加者の役員又は従業員が本要領公表日から起算して過去10年間に於いて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (7) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から参加停止措置を受けている者又は和泉市参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止措置若しくは指名回避措置を受けている者でないこと。
- (8) 平成30年度以降で当該業務と同種・同規模の業務完了実績を1件以上有していること。

## 6. 実施要領等の配布

配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード  
 <和泉市ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/osirase/18611.html>

配布期間：令和8年4月8日（水）～4月17日（金）

## 7. 参加表明書・質問書・企画提案書・見積書等の作成及び提出

### (1) 参加表明書の提出

提出期限：令和8年4月17日（金）午後5時15分まで。

提出場所：和泉市 総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当（和泉市役所5階）

提出書類：別添の参加表明書（様式第1号）・業務実績調書（様式第4号）

※令和6・7年度の入札参加有資格者でない場合は、「5参加資格(2)

①～⑧」の各書類も必要。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）

※持参の場合の受付時間は、土・日を除く午前9時から午後5時15分まで。

参加資格確認通知書の発送：参加表明書受付後4月21日（火）にメールにて通知する。

※受信確認として、メール受信後直ちに確認メールを返信すること。

### (2) 質問書の提出

提出期間：令和8年4月21日（火）～4月27日（月）午後5時15分まで。

提出場所：和泉市総務部 人権・男女参画室 人権・男女参画担当（和泉市役所5階）

提出方法：別添の質問書（様式第2号）によりFAX又は電子メールにて提出すること。

なお、質疑がない場合も必ず提出すること。

質疑回答：質問書の提出があった事業者の質疑を取りまとめたうえで、全ての参加事業者に電子メールにて回答を令和8年5月1日（金）に提示する。

※事務局が質疑を追加することがある。

※受信確認として、メール受信後直ちに確認メールを返信すること。

### (3) 企画提案書等の提出

提出期間：令和8年5月1日（金）から5月14日（木）午後5時15分まで。

提出場所：和泉市総務部 人権・男女参画室 人権・男女参画担当（和泉市役所5階）

提出書類：企画提案書 ※自由書式、A4両面、10ページまで。

※企画提案書には仕様書の業務を実施するための企画及び以下アからオの内容を簡潔に記載すること。

ア 業務の理解（業務の目的・理解・方針）

イ 業務実績・執行技術（業務実績・市との連絡体制・緊急時の対応や安全管理・PDCAサイクルの活用・地域貢献）

- ウ いずみワクワク講座、その他啓発講座の企画（12か月で18企画程度）（R8は11企画程度）内容、対象者、目的、効果などを具体的に明記すること。
- エ センター管理（研修室・図書コーナー等）市民サービス（窓口電話・女性問題総合相談）に関すること。
- オ モアいずみ通信等の原稿作成及び広報等市民周知に関する企画  
※過去に作成したものがあればサンプルとして提出可。
- カ 業務遂行能力（従事者の配置と具体的な教育研修状況）  
※仕様書に示す従事者の資質を満たすことが分かるように記載すること。
- 見積書（様式第10号）  
※2年8か月分の総事業費及び月額を算出して示すこと。  
見積明細書 ※任意様式（各年度ごとの人件費・事務費等の費用の内訳を付して作成すること）

提出部数：提案書 10部（正本1部 副本9部）

見積書・見積明細書 各1部

提出方法：持参又は郵送（書留郵便にて期限必着）

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分まで。

留意事項：

- 提案内容については、簡潔明瞭に記載すること。
- 正本1部には、事業者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、担当者連絡先を記載すること。
- 副本9部には、事業者名が推測可能なあらゆる表記を行わないこと。
- 提案書の表紙には、宛名を「和泉市長」とし、業務名を「和泉市男女共同参画センター運営業務委託」と明記すること。
- 文字サイズは10ポイント以上とすること。

## 8. 選定方法

### プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 選定は、選定委員会が「9. 評価基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査を行う。
- (2) 実施日時：令和8年5月29日（金）
- (3) 実施時間・場所：時間・場所については、別途通知する。
- (4) 実施時間：プレゼンテーションとヒアリングの合計で、1者につき概ね30分程度を予定。  
（プレゼンテーション15分質疑応答15分程度）※詳細は別途通知する。
- (5) 出席者：1者につき3名までとする。業務責任者の予定となる者は必ず出席すること。
- (6) 選定の結果、評価点の合計から評価項目⑤委託料参考見積金額を差し引いた点数の6割を超えたもののうち、評価点の合計が最も高い者が優先交渉権者として選定する。ただし、交渉の結果不調となった場合は、次に評価点の高い次点交渉権者と交渉を行う。
- (7) 評価点の合計が同点の場合には、評価項目③提案内容の的確性の評価点により（6）の選定を行う。
- (8) 選定結果は企画提案者すべてに通知する。
- (9) 留意事項：
  - ・プレゼンテーションは業務責任者が提案書に基づいて行うこと。
  - ・実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
  - ・プレゼンテーション・ヒアリング審査は記録用として録音する。
  - ・プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。  
議事録は、優先交渉権者となった場合は、速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。
  - ・会場内での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。
  - ・パソコン、プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可能である。

- ※会場内にはプロジェクターとスクリーンのみ用意している。必要な機材等は各自で用意すること。ただし、セッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれる。
- ・当日に新たな資料等の持ち込みは認めない。

## 9. 評価基準及び配点

評価項目	指標	評価の視点	点数
①業務の理解度	・業務委託全般に関する考え方	・事業の目的を理解し、方針が立てられているか	10
②業務実績・執行技術力	・業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を遂行するために必要な知識・業務経験を有しているか。(10)</li> <li>・和泉市内事業者の利活用の提案があるか。(3)</li> <li>・業務を円滑に履行する体制が整っているか。(PDCAサイクル等マネジメントシステムの活用など)(3)</li> <li>・安全管理への配慮がなされた提案となっているか。(2)</li> </ul>	18
③提案内容の的確性	・いずみワクワク講座、その他啓発講座の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現性や独創性があり、かつ男女共同参画推進に寄与できる内容であり、広く市民に共感され、成果が還元できるものであるか。(10)</li> <li>・集客の向上に対する工夫や魅力ある内容となっているか。(10)</li> <li>・和泉市の活性化を意識した企画の提案となっているか。(10)</li> <li>・募集方法や抽選制を取り入れるなどあらゆる世代に対して参加しやすい申し込み方法の工夫の提案はあるか。(10)</li> </ul>	40
	・センター管理・市民サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上についての考え方。(10)</li> <li>※窓口、電話対応 ※市民への接遇(10)</li> <li>・女性問題総合相談受付についての考え方。(10)</li> <li>・研修室や図書コーナー等の管理について。(10)</li> </ul>	30
	・モアいずみ通信等の原稿作成及び広報等市民周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見やすいデザインや興味を引くような表現等、市民に手に取ってもらえるような工夫があるか。(10)</li> <li>・男女共同参画に関する国・府・市の計画や動向を注視した内容となっているか。(7)</li> <li>・市や啓発業務事業者との連携の工夫の提案はあるか。(5)</li> </ul>	22
④業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定配置職員</li> <li>・研修受講状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託職員の資質を有するスタッフで構成されているか。(10)</li> <li>・過半数のスタッフにおいて公的機関が実施する男女共同参画に関することや、女性問題に関する研修を年1回以上受講しているか。(10)</li> </ul>	20
⑤コスト ※1	・見積書及び明細書	契約期間に係る業務遂行に必要な業務費及びいずみワクワク講座の企画料の算出式が予算額に見合っているか。	60
合 計			200

※ 1 コストに係る評価基準

見積額(税抜)			点数	
	13,690,000	円以下	60	
13,690,000	円を超え	13,844,000	円以下	57
13,844,000	円を超え	13,999,000	円以下	54
13,999,000	円を超え	14,135,000	円以下	51
14,135,000	円を超え	14,290,000	円以下	48
14,290,000	円を超え	14,443,000	円以下	45
14,443,000	円を超え	14,598,000	円以下	42
14,598,000	円を超え	14,752,000	円以下	39
14,752,000	円を超え	14,889,000	円以下	36
14,889,000	円を超え	15,043,000	円以下	33
15,043,000	円を超え	15,197,000	円以下	30
15,197,000	円を超え	15,351,000	円以下	28
15,351,000	円を超え	15,488,000	円以下	26
15,488,000	円を超え	15,642,000	円以下	24
15,642,000	円を超え	15,796,000	円以下	22
15,796,000	円を超え	15,950,000	円以下	20
15,950,000	円を超え	16,104,000	円以下	18
16,104,000	円を超え	16,241,000	円以下	16
16,241,000	円を超え	16,395,000	円以下	14
16,395,000	円を超え	16,548,000	円以下	12
16,548,000	円を超え	16,703,000	円以下	10
16,703,000	円を超え	16,857,000	円以下	8
16,857,000	円を超え	16,994,000	円以下	5
16,994,000	円を超え	17,113,600	円以下	0

10. 日程（全体スケジュールと契約候補者特定までの事務手順等）

項目	日時
公表と実施要領の配布期間	令和8年4月8日（水）～4月17日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時15分まで
質問受付期間	令和8年4月21日（火）～4月27日（月）
質問事項回答期日	令和8年5月1日（金）
提案書等受付期間	令和8年5月1日（金）～5月14日（木） 午前9時～午後5時15分（土・日を除く）
プレゼンテーション開催日時の通知日	令和8年5月18日（月）
プレゼンテーション日	令和8年5月29日（金）
審査結果通知公表	令和8年6月2日（火）
契約締結日	令和8年6月30日（火）
履行開始日	令和8年8月1日（土）

## 11. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 実施要領に違反した場合
- ③ 仕様書で求めている業務内容を履行できないと判断した場合
- ④ 提案限度額を超えた見積書を提出した場合（総額及び各年度額）
- ⑤ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
- ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

## 12. 企画提案者が1者になった場合の取扱い

企画提案者が1者になった場合も「8. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施」に基づき選定を行う。

## 13. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の決定後、企画提案者全員に対してプロポーザル選定結果通知書により通知する。

## 14. 選定結果の公表方法・内容

- ① 優先交渉権者の名称及び総合点
  - ② 参加者（優先交渉権者含む）の名称（辞退・失格等を含む）
  - ③ 全提案者の点数
  - ④ 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
  - ⑤ 優先交渉権者の選定理由
  - ⑥ 選定委員の所属及び氏名
- ※1 選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と⑥の対応関係は明らかにしない。
- ※2 提案者が2者の場合は、※1と同様の趣旨から通知内容については2者に①、②及び⑤を通知する。優先交渉権者に対しては、優先交渉権者自身の点数及び各委員の点数のみを通知し、他者の点数及び各委員の点数は優先交渉権者には通知を行わないものとする。選定されなかった者には自社の点数であるため、優先交渉権者及び自社の点数及び各委員の点数を通知する。
- ※3 ④の点数において、各委員の点数と委員名の対応関係は明らかにしない。

## 15. 和泉市から配布する書類

- ・和泉市男女共同参画センター運営業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・仕様書
- ・参加表明書（様式第1号）
- ・質問書（様式第2号）
- ・団体の概要（様式第3号）
- ・業務実績調書（様式第4号）
- ・企画提案書（様式第5号）
- ・辞退届（様式第6号）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式第7号）
- ・委任状（様式第8号）
- ・使用印鑑届（様式第9号）
- ・見積書（様式第10号）
- ・業務概要

## 16. 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請した事項についてはこの限りでない。
- ・提出された提案書等は、事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ・参加表明書提出後に辞退する場合は、令和8年5月26日（火）までに参加辞退届を提出すること。
- ・天変地異、その他やむをえない事情により、プレゼンテーション・ヒアリング審査が実施できないと市が判断した場合は中止する場合があります。

#### 17. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき、公開対象となる。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。

#### 18. 事務局・問合せ先

和泉市 総務部人権・男女参画室人権・男女共同参画担当（担当：廣田・玉光）  
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号  
Tel:0725(99)8116(直通) Fax:0725(45)3128  
E-mail:jindantanto@city.osaka-izumi.lg.jp  
受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時15分